

神崎市旧庁舎跡地整備事業基本設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

佐賀県神崎市

1. 目的

この要領は、神崎市旧庁舎跡地整備事業基本設計業務委託(以下「本業務」という。)の受託候補者を選定するための公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に関して必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業 務 名

神崎市旧庁舎跡地整備事業基本設計業務委託

(2) 業務内容

「神崎市旧庁舎跡地整備事業基本設計業務委託仕様書」による

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月24日まで

(4) 契約限度額

29,150 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、また、この上限額を超えてはならない。

3. 担当部署

本業務の担当部署は、次のとおりとする。

神崎市 総務企画部 総合政策課 企画係

住 所：〒842-8601 佐賀県神崎市神埼町鶴 3542 番地 1

電 話：0952-37-0102（直通）

E-mail：kikaku@city.kanzaki.lg.jp

※本実施要領及び本業務参加表明書等提出要領・企画提案書等提出要領において「担当部署」という。

4. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、単体事業者又は共同企業体（以下「JV」という。）によるものとする。JV を構成する構成員（以下「構成員」という。）が本プロポーザルにおける他の応募者でないことを要件とするとともに、JV の中から代表となる事業者（以下「代表事業者」という。）を定め、代表事業者が本市への参加表明書の提出、質疑を行うものとする。なお、参加資格の審査は、神崎市

建設工事等入札資格審議会（以下「入札資格審議会」という。）規程に準じて、神崎市旧庁舎跡地整備事業基本設計業務委託 受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で行うものとし、審査の結果は「参加表明書」を提出した者全てに書面及び電子メールで通知する。

本業務を遂行するにあたり、単体事業者は、次の①から⑩までの要件をすべて満たしていること。また、JV として参加しようとする場合、構成員で次の①から④までのすべての要件を満たしていることとし、次の⑤から⑩までは、すべての構成員が要件を満たしていること。

- ① 令和 2 年 4 月以降に延床面積 400 m²以上の公共建築について基本設計又は、実施設計に関わった実績がある者。
- ② 令和 2 年 4 月以降に敷地面積 4,000 m²以上の公園整備について基本設計又は、実施設計に関わった実績がある者。
- ③ 令和 7 年 8 月 1 日において、神崎市建設工事等入札参加資格者名簿の測量・コンサルタント等に登録している事業者で、国土交通省の建設コンサルタント「（造園部門）又は（都市計画及び地方計画部門）」に登録があること。ただし、神崎市建設工事等入札参加資格者名簿に登録を受けていない者であっても、「参加表明書」と併せて神崎市一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請要領に基づく、入札参加資格審査申請書を提出したうえで、資格を有すると認められる場合は参加できることとする。
- ④ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所に登録を受けていること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- ⑥ 神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領（平成 18 年告示第 21 号）による指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申し立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合を除く。
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- ⑨ 自己又は自社の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者でないこと。また暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- ⑩ 国税及び地方税を滞納していないこと。

5. JVの結成要件

- ・ JVの構成員数は、2者又は3者とする。また、すべての構成員の出資比率が、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とする。
- ・ JVの代表事業者は、出資割合が最大であること。

6. 業務実施上の条件

- ・ 管理技術者及び主任担当技術者は、事業所に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- ・ 管理技術者又は主任担当技術者は、技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）に規定する技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又はRCCM（「都市計画及び地方計画部門」又は「造園部門」）もしくは登録ランドスケープアーキテクトの資格を有していること。
- ・ 管理技術者又は主任担当技術者は、建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。
- ・ 管理技術者と主任担当技術者は兼任しないこと。
- ・ 企画提案書に記載した管理技術者及び主任担当技術者は、契約した場合、必ず本業務を担当すること。

7. 協力事業者

業務の一部を再委託する場合は、協力事業者を加えることを可とするが、当該協力事業者が複数の企画提案者の協力事業者となることは不可とする。

8. 選定方法

本プロポーザルに「神崎市旧庁舎跡地整備事業基本設計業務委託 受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という）。」及び選定委員会を設置する。

審査委員会において、第1次審査及び第2次審査を実施し、企画提案者の採点を行い、順位を付ける。審査委員会の結果を選定委員会に報告し、選定委員会の審査により、受託候補者を選定する。

9. 参加表明書等の提出

（1）提出書類

別添「神崎市旧庁舎跡地整備事業基本設計業務委託参加表明書等提出要領」による。

（2）提出部数

正本1部 副本9部（複写可）

（3）提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

（4）提出期限

令和7年9月19日（金）午後5時必着

（5）提出先

担当部署

10. 企画提案書等の提出

（1）提出書類

別添「神崎市旧庁舎跡地整備事業基本設計業務委託企画提案書等提出要領」による。

（2）提出部数

正本1部 副本9部（複写可）

（3）提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

(4) 提出期限

令和7年11月10日(月)午後5時必着

(5) 提出先

担当部署

11. 参加資格の喪失(欠格事項)

下記の各号のいずれかに該当する場合は、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 本実施要領の「4. 参加資格」を満たさなくなった場合
- (2) 本実施要領に定める手続き以外の手法により、選定委員、審査委員又は担当部署等の関係者に本プロポーザルに対する不正な働きかけを直接又は間接的に求めた場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 指定する様式によらない場合
- (5) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (7) 虚偽の記載がなされた場合

12. 審査概要

本プロポーザルにあたっては、別紙「神崎市旧庁舎跡地整備事業基本設計業務委託プロポーザル審査項目表」に沿って総合的に審査する。

(1) 第1次審査(書面審査)

書面審査は、企画提案者の数が5者以上の場合に行い、上位4者を選定する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーション審査及び総合審査)

- ① 1企画提案者につき、制限時間30分(提案説明20分、質疑10分)によるプレゼンテーション審査を行う。
- ② 実施場所は、神崎市役所とする。
※時間等の詳細は、別途、企画提案者に個別に通知する。
- ③ 1企画提案者につき、参加者数は3名以内とする。(1名は管理技術者又は主任担当技術者が出席すること。)
- ④ 企画提案書等を基に説明することとし、企画提案書等と異なる内容の説明は認めない。また、追加の資料配布や展示物・物品等の持ち込みは認めない。

- ⑤パソコン等を用いたプレゼンテーションを行うことができる。なお、スクリーンは本市で準備することとし、パソコン等その他必要な機器は企画提案者が用意すること。準備及び後片付けは制限時間内で行うこととする。
- ⑥企画提案者が特定できないよう、プレゼンテーションの資料は事業者名等を記載しないこと。また、プレゼンテーション中の事業者名の名乗りや、事業者名が分かる作業着や名刺及びバッジ等の着用も不可とする。

(3) 審査結果

審査結果の通知は、第1次審査及び第2次審査の企画提案者に対し、審査結果を書面により郵送し、併せて「参加表明書（様式第1号）」に記載された連絡担当者のアドレスに通知する。

13. 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、「辞退届」（様式第12号）を提出すること。

なお、提出にあたっては担当部署に事前に電話連絡のうえ、持参又は郵送により提出するものとする。

14. その他

- (1) 本プロポーザルに伴う企画提案書等の作成及び提出等、それらに係る費用の一切は企画提案者の負担とする。
- (2) 企画提案は1者につき1提案とし、提出期限を過ぎた企画提案書等の修正及び変更はできない。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (6) 本市は、本プロポーザルの手続きにおいて必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 審査委員全員の点数の合計が、満点の6割に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

(別紙) 神崎市旧庁舎跡地整備事業基本設計業務委託プロポーザル審査項目表

No.	審査項目	審査事項		配点
1	業務の管理体制・実績	・本業務と同種の実績をどの程度有しているか。 ・本業務を実施する上で十分な知識、経験を有しているか。		10
2		・責任者・役割分担等が具体的に示され、本業務を確実に履行する能力があるか。 ・市からの要望等に迅速に対応できる体制になっているか。		10
3		・本業務の作業ごとに開始・終了時期が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか。		10
4	業務目的の理解度・企画の内容	【テーマ①空間づくりについて、テーマ②施設整備について】 ・多世代が集う憩いの場となるとともに、多様な人々の出会い・交流を通じて豊かな生活を実現できるコミュニティ形成の場となる工夫がされているか。 ・旧庁舎跡地の周辺環境を理解し、周辺環境と調和がとれているか。		15
5		【テーマ③まちの賑わいの創出について】 ・本市中心地域の憩いの場として、地域コミュニティを活性化し、市民・企業と一緒にまちの賑わいの創出につながる企画提案がされているか。		15
6		【テーマ④施設の維持管理について】 ・施設について多世代が利用し易く、快適に過ごせる工夫がされているか。 ・施設の維持管理・改修を容易にする仕様・環境負荷を低減した工夫がされているか。		15
7		【テーマ⑤コストについて】 ・企画提案内容に妥当性があり、無理のないコストとなっているか。		10
8		【テーマ⑥その他】 ・その他内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。		10
小 計 ①				95
No.	審査項目	審査事項		配点
9	見積価格の妥当性	見積額		5
		※配点(5 点)×(提案者の最低見積額)÷(当事者の見積額)		
小 計 ②				5
合 計(①+②)				100

※テーマについては「神崎市旧庁舎跡地整備事業基本設計業務委託企画提案書等提出要領」の別紙「企画提案を求めるテーマ」を参照。